

【宗像市】
端末整備・更新計画

宗像市教育委員会

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	8,411人	8,395人	8,421人	8,447人	8,473人
② 予備機を含む 整備上限台数	9,672台	9,654台	6,925台	4,143台	1,360台
③ 整備台数 (予備機除く)	0台	2,759台	2,812台	2,812台	90台
④ ③のうち 基金事業によるもの	0台	1,839台	1,874台	1,874台	60台
⑤ 累積更新率	0%	32.9%	66.2%	99.2%	100.0%
⑥ 予備機整備台数	0台	116台	100台	100台	954台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0台	116台	100台	100台	954台
⑧ 予備機整備率	0%	4.2%	3.9%	3.8%	15.0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推計値

(端末の整備・更新の考え方)

・市内全校を3つのグループに分け、令和7年度から令和9年度までの3年間で更新を実施する。令和10年度は児童生徒数の増加に対応した整備を行う。

・令和7年度から9年度までの予備機の整備は、端末故障時に児童生徒の学びが途切れることが無いようにするため、これまでの年間故障実績に応じた台数のみ調達する。令和10年度については、バッテリーの劣化等による故障機の増加や保守に係る本市の財政的・事務的コストの軽減のために、財源措置上限の15%に準じた未整備数を調達する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

・学校や庁内関係部署(財政課、デジタル推進課等)と連携し、文部科学省、経済産業省、環境省による令和5年10月26日付け事務連絡「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分(再使用又は再資源化)等について」に沿った適切な処理を行う。

○対象台数:9,223台

○処分方法

①使用済端末を学校や公共施設など地域で利活用 : 各更新時に必要数を調査し充てる

②小型家電リサイクル法の認定事業者または資源有効利用促進法の製造事業者に再使用・再資源化を委託 : ①を除く台数

○端末のデータの消去方法

・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

・令和7年12月 使用済端末の利活用数の調査、処分手業者選定

・令和8年2月 利活用、再使用・再資源化の方針決定

・令和8年3月 再使用・再資源化端末の事業者への引き渡し

・令和8年4月 利活用の開始